

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、次のとおり定める。

平成27年（2015年）11月20日

豊中市長 浅利 敬一郎

豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

豊中市では、教育、文化に関わる営みが長年にわたり大切に受け継がれ、教育文化都市として高い評価を受けるに至っています。さまざまな出会いとそこから生まれる多様な学びは、世代を超えた人と人のつながりを生み出しています。

これからも、将来を担う子どもたちを地域ぐるみで育むとともに、世代を超えて学びがつながり、循環していく希望に満ちた地域社会の創造をめざし、ここに、教育及び文化の振興に関する施策の大綱を示します。

第一 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

子どもたちが確かな学力と体力を身につけるとともに、豊かな人間性と人間関係を築く力を育む環境を充実させるため、以下の取り組みを進めます。

- (1) 幼児期から小・中学校までの連続性のある教育を進めます。
- (2) 小・中学校が一体となって、子どもたちの実情や課題に応じたきめ細かな教育に取り組むため、人的体制及び施設環境の整備を進めます。
- (3) 登下校時の安全確保、学校施設の耐震化の推進等、子どもたちが安全に、安心して学校生活を送ることができる環境を整備します。
- (4) 学校給食センターの整備を進めるとともに、栄養バランスのとれた安全な給食を提供します。
- (5) 教職員の独自採用をとおして、本市での勤務を志し、意欲にあふれる優秀な教職員の確保に努めるとともに、教育に関わる人材の育成を進めます。

第二 子どもたちを育む学校園、家庭、地域の連携を進めます

子どもたちの成長を地域で支えるために、以下の取り組みを進めます。

- (1) 学校と地域をつなぐ新たなしくみづくりや人材の確保に努めます。
- (2) 多様な主体と連携し、放課後及び土曜日における子どもたちの学習・体験活動の機会や遊び場環境の整備を進めます。
- (3) 家庭の役割や子育てに関する情報発信、学習機会の充実、身近に相談できる人材の育成等、家庭教育への支援を進めます。

第三 子どもや若者の健やかな成長が図られるよう支援を進めます

次代を担う子ども、若者が社会の中で人とつながり、学び、自立して自らの将来を切り拓いていくための支援の充実に向け、以下の取り組みを進めます。

- (1) いじめ、不登校、虐待、経済的困難等の課題に直面する子どもたちを支えるため、市の総合的な対応力の向上を図ります。
- (2) 若者の社会的自立に向けた修学、就業、地域活動等への参加を支援するため、関係機関等と連携しながら取り組みを進めます。

第四 生涯をとおした学びの機会の充実や市民文化の振興を進めます

ライフステージに応じて学び続けることができる機会や市民の文化活動、スポーツ活動の支援の充実に向けて、以下の取り組みを進めます。

- (1) 多様な学習機会の提供とともに、学習の成果を活かすことができる機会の充実に取り組みます。
- (2) 歴史遺産、文化遺産を活用した市民文化の振興を進めます。
- (3) 生涯をとおしてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- (4) 文化芸術の創造及び発信を推進するため、文化芸術センター等の活動環境を整備します。

以上に掲げるもののほか、豊中市教育振興計画に沿った取り組みや、社会経済状況の変化に伴う諸課題に対応する取り組み等を、さまざまな主体と連携、協働して推進していきます。